

経済産業省の「再エネ業務管理システム」の不適切な閲覧および 経済産業省からの報告徴収の受領について

2023年2月16日
北陸電力株式会社

当社は、当社従業員（1名）が北陸電力送配電株式会社の保有するログインIDおよびパスワードを用いて、経済産業省の「再エネ業務管理システム」※¹にアクセスし、当該システムの一部情報を閲覧していたことを確認しましたので、昨日（2月15日）、同省に報告いたしました。

これを受け、本日、同省から当社従業員が当該システムを閲覧した理由などに関する報告徴収を受領いたしましたので、お知らせいたします。

今回の事案は、北陸電力送配電株式会社が、2月10日に「再エネ業務管理システム」を閲覧するために経済産業省から付与されたログインID・パスワードの管理体制および管理状況等に関して、同省より報告徴収を受領（同社よりお知らせ済み）したことから、同社からの依頼に基づき調査を進める中で判明したものです。

具体的には、非FIT非化石証書の受領手続き業務※²において、当社が把握しているお客様の登録情報（設備ID）※³と、非FIT非化石電源認定事務局が把握している情報が異なりエラーとなった際に、「再エネ業務管理システム」を閲覧し確認していたものです。

当該社員は、過去（分社化前）に「再エネ業務管理システム」を使用する業務に従事しており、その際に使用していたログインIDおよびパスワードを現所属で不適切に使用していました。

なお、現時点の調査においては、営業目的で閲覧していたという事実は確認されておらず、その他の当社社員が同システムへアクセスしたことがないことを確認しております。

当社としましては、今回の事案を重く受け止めており、深くお詫び申し上げます。引き続き、詳細調査を実施し、報告徴収に適切に対応してまいります。

以 上

※1 再エネ業務管理システム

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定情報等を管理する経済産業省のシステム。一般送配電事業者は、自社供給区域の認定事業者の情報へアクセスできるID等が付与されている。

※2 非F I T非化石証書の受領手続き

非F I T非化石電源証書は、再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T）を活用していない（買取満了後も含む）再生可能エネルギーなど、発電時にCO₂を排出しない非化石電源の環境価値を証書にしたもので、その環境価値を取引するために使用されるもの。

当社は、当社と買取契約を実施している太陽光発電の非F I T非化石証書を受領するため、毎月、非F I T非化石電源認定事務局に同電源の発電量を報告しているが、その際、お客さまの設備I Dが必要。

※3 登録情報（設備I D）

再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T）において、お客さまに国から付番されたI D。